

判断基準（省令事項）

【需要に応じた再生材の規格・量の把握】

（再生部品又は再生資源に対する需要の把握及び供給に関する事項）

第二条 廃棄物処分業者は、処分を受託した廃棄物について、その再資源化の実施が可能であると判断した場合には、当該再資源化の実施に先立ち、当該再資源化により得られる再生部品又は再生資源の性状に関する標準的な規格を参照するものとする。

2 廃棄物処分業者は、前項に規定する場合において、物の製造、加工若しくは販売の事業を行う者の再生部品若しくは再生資源に対する需要又は再生部品若しくは再生資源の供給先の情報を収集するものとする。

3 廃棄物処分業者は、再資源化の実施に当たっては、その使用する廃棄物処理施設の処理能力から供給が可能な再生部品又は再生資源の量をあらかじめ把握するものとする。

【生産性を向上させる技術を有する設備の導入】

（技術の向上に関する事項）

第三条 廃棄物処分業者は、再資源化の生産性を向上させる技術に関する情報を参照し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、その使用する廃棄物処理施設に当該技術を用いた設備を導入するよう努めるものとする。

期待する取組例等

- ・ 再生材の性状に関するJIS規格等の標準的な規格の参照
- ・ 自治体や各種団体が運営する情報プラットフォームからの再生材の需要及び供給先の情報収集
- ・ 自らの施設の処理能力から生産可能な再生材の量の把握

- ・ 再資源化の生産性を向上させる技術動向の把握
- ・ 当該技術を有する設備の導入の検討

【省エネ型の設備への改良・運転の効率化】

（温室効果ガスの量を削減するための設備の改良又はその運用の改善に関する事項）

第四条 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設について、設備の入替えに当たっては、導入しようとする設備の再資源化の実施及び廃棄物の適正な処理のための機能がその導入前のものを下回ることがないように留意しつつ、再資源化の実施の工程を効率化する設備の導入を図るものとする。

2 廃棄物処分業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲で、同一の設備に再資源化の実施の工程を集約するよう努めるものとする。

3 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設における設備について、その管理の基準を設定し、及び定期的に点検を行うなど、当該設備のエネルギー消費効率を改善又は維持するための措置を講ずるものとする。

【目標設定/目標達成に向けた計画的な取組】

（再資源化の実施の目標の設定及び当該目標を達成するための措置に関する事項）

第五条 廃棄物処分業者は、その処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標を設定するものとする。

2 廃棄物処分業者は、前項の目標を設定するに当たっては、技術的かつ経済的に可能な範囲で、法第三条第二項第三号に掲げる目標を勘案して設定するよう努めるものとする。

3 廃棄物処分業者は、第一項の目標を達成するため、再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給量の安定化を図るための措置並びに同項の目標の達成状況に関する継続的な自己評価及び当該評価を踏まえた改善措置など計画的に取り組むための措置を講ずるものとする。

- ・ 再資源化の工程を効率化する設備の導入
- ・ 再資源化の工程の集約化の検討
- ・ 保有する設備の運用について、管理基準の設定
例：定期点検の実施、運転管理マニュアルの整備等

- ・ 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定

判断基準（省令事項）

期待する取組例等

【人材育成・研修・労働環境の改善】

（その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項）

第六条 廃棄物処分業者は、適正な再資源化を実施する人材を育成するため、その従業員に対して、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の重要性並びに法令遵守等に関する研修を実施するものとする。

2 廃棄物処分業者は、その従業員の労働環境を改善するための措置を講ずるものとする。

3 （略）

- 各種団体が実施する、法令遵守、再資源化の高度化、労働安全衛生等に関する研修の従業員の受講

【再資源化の実施状況の公表】

（その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項）

第六条 （略）

2 （略）

3 廃棄物処分業者は、前条第一項の目標の達成状況及び自らの再資源化の実施の状況を公表するものとする。

- 各社HPや環境省への再資源化状況の報告（任意報告を含む）を通じた公表